

第4次山形県環境計画（本文） 改正案

■新旧対照表

頁	現行	改正後																		
7 (第一章)	<p>2 計画の性格と役割 (略)</p> <p>○ なお、本計画は、下表のとおり、各法令に基づく計画としても位置付けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)</td> <td>第3章 施策の展開方向 主に「施策の2」「施策の柱3」</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	該当箇所	(略)	(略)	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)	第3章 施策の展開方向 主に「施策の2」「施策の柱3」	(略)	(略)	<p>2 計画の性格と役割 (略)</p> <p>○ なお、本計画は、下表のとおり、各法令に基づく計画としても位置付けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)</td> <td>第3章 施策の展開方向 主に「施策の2」「施策の柱3」</td> </tr> <tr> <td>※同法第21条第6項に <u>規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	該当箇所	(略)	(略)	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)	第3章 施策の展開方向 主に「施策の2」「施策の柱3」	※同法第21条第6項に <u>規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。</u>		(略)	(略)
計画名	該当箇所																			
(略)	(略)																			
地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)	第3章 施策の展開方向 主に「施策の2」「施策の柱3」																			
(略)	(略)																			
計画名	該当箇所																			
(略)	(略)																			
地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)	第3章 施策の展開方向 主に「施策の2」「施策の柱3」																			
※同法第21条第6項に <u>規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。</u>																				
(略)	(略)																			

※ 上記のほか、目次への追記や体裁（ページずれ）等所要の改正を行う。